

[事案 27-198] 遡及解約・保険料半額返還請求

・平成 28 年 8 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

転換時において、転換後契約の更新時に保険料が大幅に増加することについて了知していなかったことを理由に、転換後契約の既払込保険料相当額の 2 分の 1 と転換時に遡及しての解約返戻金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 58 年 10 月に契約した後、3 回の転換を経て平成 17 年 11 月に本件契約を締結したが、10 年後の更新時に保険料が 4 倍になることを知らなかった。契約の申込時点でこのことを知っていれば、契約を締結しなかったので、転換後契約の既払込保険料の 2 分の 1 の額に加え、平成 17 年の転換時に遡及して解約返戻金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、平成 17 年 11 月の転換の際、提案書に記載されている次回更新時の保険料について説明しており、保険会社が毎年申立人に送付してきた「契約内容のお知らせ」にも次回更新時の保険料が記載されていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件契約の申込時等に、保険会社において次回更新時の保険料について説明がなされていたと認められることから、既払込保険料の一部返還および更新時点での遡及解約は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立人は、申立契約が自動更新される平成 27 年 11 月以前の平成 27 年 7 月に本件が解決するまで保険会社に対して自動引き去りによる保険料の支払いをせず、代わりに保障を求めない申し入れをした。
- (2) この事実、申立人は、紛争解決まで申立契約を解約する意思を留保したものと解すことができることから、申立契約が自動更新され、申立人が上記申し入れをした意図に反して、望まない保険料の支払い義務が発生するとした場合、新たな紛争を招きかねない。